

島 原 市 教 育 委 員 会

報 告 事 項

○行事報告

○行事予定表

平成 2 7 年 2 月 2 6 日 定例会

教育委員会 3月定例会 報告事項

[2月]

(教育総務課)

日	曜日	報 告 事 項	内 容 並 び に 参 考 事 項		
2	月	第3回長崎県都市教育長協議会（～3日）	大村市	14:00	教育長
2	月	管理職研修（～3日）	本庁3階大会議室	10:00	教育次長、課長
3	火	建設工事指名選定委員会	本庁第2応接室	9:00	教育次長
4	水	平成27年度当初予算最終内示概要説明会	本庁3階大会議室	10:00	教育次長、課長、班長
4	水	「総合教育会議」設置に関する打合せ	旧副市長室	11:00	課長
4	水	教育委員会2月定例会	有明庁舎相談室	13:30	教育委員・教育長・教育次長・各課長 議案審議2件及び報告事項他
5	木	島原市行政対象暴力講習会	有明庁舎会議室	13:30	北浦主事
6	金	地域住民生活等緊急支援のための交付金に係る 事業検討会議	本庁第2応接室	13:30	課長
9	月	平成27年度施政方針検討会（10日、12日）	本庁第2応接室	9:30	教育長、教育次長
9	月	例規審査委員会	本庁第2応接室	15:00	課長
10	火	監査実地検査	有明庁舎小会議室	13:30	課長、班長
12	木	平成26年度島原地域防災計画の見直し策定に伴う 事務担当者会議	杉谷公民館	13:30	班長
12	木	第3回島原市人口減少対策本部会議	本庁第2応接室	13:30	教育次長
13	金	男女共同参画庁内推進会議	本庁3階委員会室	9:00	教育長、課長
13	金	職員研修「物品購入の仕様書作り方」	本庁3階委員会室	13:30	北浦主事
16	月	広報編集委員会	本庁別館会議室	9:00	班長
16	月	県下都市庶務担当課長会議（～17日）	対馬市	13:30	課長
17	火	東京学生寮第3回口頭弁論期日	長崎市	13:30	課長、倉本主任
17	火	班長研修（行政法に関する一般研修）	本庁3階委員会室	13:30	班長
18	水	人事評価年間評価面談	有明庁舎小会議室	9:00	教育長、教育次長、課長
19	木	東京学生寮顧問弁護士相談	旧副市長室	14:30	教育次長、課長
19	木	第2回島原市学校事務共同実施連絡協議会	有明庁舎大会議室	15:00	班長
22	日	平成26年度島原市職員採用試験（第2次）	本庁第2応接室	8:30	教育長
23	月	男女共同参画庁内推進会議	本庁別館小会議室	13:30	教育長、課長
24	火	定期監査講評	本庁別館小会議室	13:30	教育次長、課長
24	火	財務会計システム会議	本庁別館小会議室	16:00	古川主事
25	水	平成26年度島原地域防災計画見直し策定に伴う 防災会議	有明文化会館	13:30	教育長
26	木	教育委員会3月定例会	有明庁舎相談室	13:30	教育委員・教育長・教育次長・各課長 議案審議5件及び報告事項他
		《付記事項》			
6	金	宮中献穀島原市奉賛会解散式	有明文化会館	13:30	教育委員長、教育次長
11	水	天神講（書写展）	杉谷公民館	9:30	教育次長
15	日	第38回島原市民親睦バトミントン大会	復興アリーナ	9:00	教育長
16	月	「九州産業大学体育会サッカー部」島原キャン プ歓迎セレモニー	本庁西側玄関前	11:30	教育長、教育次長
17	火	町内会長自治会長懇談会	南風楼	17:30	教育長、教育次長
18	水	有明庁舎避難訓練	有明庁舎	9:30	教育長、教育次長、各課長他
19	木	緑水会	姫松屋	12:00	教育長
21	土	有明公民館まつり“ふれあい美術展”	有明公民館	10:00	教育長
22	日	平成26年度三県架橋少年サッカー大会閉会式	平成町人工芝グラウンド	11:30	教育次長
22	日	霊丘公民館まつり	霊丘公民館	12:00	教育次長
22	日	島原がまだスリーグ2015	陸上競技場	13:00	教育長
26	木	中央高校卒業証書授与式	中央高校	10:00	教育次長

月	日	曜	報 告 事 項	内 容 な ら び に 参 考 事 項
2	月		衛生講習会打合せ	9:00 庁舎 課長 城臺
3	火		指導力向上研修	13:30 大三東小 稲栄
3	火		教育長ヒアリング	17:30 長崎 教育長 課長
4	水		衛生講習会	13:50 有明総合文化会館 城臺
5	木		県・都市教育委員会学校教育課長等会議	13:30 長崎 課長
5	木		島原市学校保健会養護教諭部会 フッ化物洗口研修会	14:00 杉谷公 松尾
6	金		県・都市教育委員会学校教育課長等会議	9:00 長崎 課長
6	金		定例校長会	13:30 杉谷公 課長 本田 稲栄 平田
6	金		市町教育委員会健康教育（保健・給食）主管課長会議	13:30 長崎 松尾
9	月		定例教頭会	10:30 杉谷公 課長 本田 八木 稲栄 平田 松尾
10	火		第2回ICT教育推進モデル校連絡協議会	10:00 長崎 稲栄
10	火		第3回長崎県公立小・中学校学力向上推進会議	11:00 長崎 平田
10	火		実地監査	13:30 庁舎 課長 城臺
12	木		学校給食献立作成会	14:00 有明庁舎 本田 城臺
13	金		県教育委員会人事班との打合せ	10:00 庁舎 課長 本田 稲栄
16	月		県下臨時校長会	13:30 長崎 八木
16	月		ALTミーティング	15:30 森岳公 本田
17	火		栄養教諭等会議	9:00 庁舎 課長 本田 城臺
2	17	火	学校給食検討委員会	11:00 二小 課長 松尾
17	火		第2回島原半島3市特別支援教育連絡協議会	15:00 島原特別支援学校 平田
18	水		第2回島原半島中高校学力向上対策検討会	13:30 島原高校 平田
19	木		島原防災塾第3回運営委員会	13:30 島原復興事務所 松尾
19	木		第2回生徒指導推進会議	12:30 県教育センター 八木
19	木		第2回島原市学校事務共同実施連絡協議会	15:00 庁舎 課長 本田
19	木		教務主任会	15:00 杉谷公 平田
19	木		学校給食研究会	15:30 杉谷公 松尾
20	金		特別支援学級合同お別れ会	9:30 有明総合文化会館 次長 課長 平田
20	金		県公立小・中学校初任者研修実施協議会	10:00 県教育センター 教育長 稲栄
20	金		非常勤職員面接	11:00 庁舎 課長 本田 平田 松尾
20	金		島原市小・中学校生徒指導担当者会	13:30 有明総合文化会館 八木
23	月		二中裁判に係る指導	16:00 庁舎 教育長 課長
24	火		第2回県特別支援連携協議会	9:30 県教育センター 平田
24	火		島原・雲仙・南島原地区初任者研修第2回実施運営委員会	13:30 庁舎 教育長 稲栄
25	水		心の教室相談員等連絡協議会	14:00 適応指導教室 八木
25	水		三中事案に関する指導	16:00 庁舎 教育長 課長
26	木		地区別教育長会	10:00 有明総合文化会館 課長 本田 稲栄
27	金		島原市中体連理事会	14:00 有明公 八木
2	月		少年の日 あいさつ運動	
2	月		管理職研修	10:00 本庁 本田 稲栄
3	火		管理職研修	10:00 本庁 八木
3	火		島原市子ども読書活動推進計画策定委員会	13:30 島原図書館 松尾
4	水		当初予算の最終内示及び概要説明	10:00 本庁 課長
4	水		定例教育委員会	13:30 庁舎 教育長 次長 教育委員 課長
4	水		県南地域歯科保健推進協議会	14:00 県南保健所 松尾
5	木		例規審査会	9:30 本庁 八木
5	木		行政対象暴力講習会	13:30 庁舎 城臺
9	月		VDT作業従事者健康診断	13:30 本庁 城臺
9	月		いじめ条例会議	15:30 本庁 課長
12	木		地域防災計画見直し担当者会議	13:00 杉谷公 八木
13	金		仕様書の作り方講習	13:30 本庁 城臺
13	金		例規審査	13:00 本庁 課長
16	月		メンタルセミナー	10:00 本庁 城臺
18	水		有明庁舎避難訓練	9:30 庁舎 課長 稲栄 平田 松尾 城臺
18	水		年間評価面談	10:10 庁舎 課長 本田 八木 稲栄
18	水		班長等研修会	13:30 本庁 松尾
18	水		がんばらんば国体島原市実行委員会第5回総会	14:00 有明総合文化会館 本田
19	木		5歳児健康診査	13:30 市保健センター 平田
20	金		電算打合せ	13:30 本庁 城臺
23	月		島原市男女共同参画庁内推進会議	13:30 本庁 課長
23	月		拡大経営会議	9:00 本庁 課長
24	火		定例記者会見	10:00 本庁 稲栄
24	火		定期監査講評	13:30 本庁 課長 城臺
24	火		市非常勤職員再雇用に係る説明会	16:00 杉谷公 課長 本田 八木 平田 松尾
26	木		定例教育委員会	13:30 庁舎 教育長 次長 教育委員 課長
27	金		島原半島地区人権教育研究大会	10:00 有明公 松尾
27	金		一般質問通告	
28	土		一般質問検討会	

島原市教育委員会 3月定例会報告事項

【平成27年2月】

社会教育課

日	曜日	報告事項	内容並びに参考事項		
2	月	朝のあいさつ運動	7:30	市内一円	課長以上 宮川 尾崎
3	火	社会教育担当者会	9:30	森岳公民館	課長 班員
3	火	島原市子ども読書計画策定委員会	13:30	島原図書館	課長 宮川
9	月	杉谷公民館運営委員会	10:00	杉谷公民館	課長 宮川 宮崎
10	火	島原の歴史と舞踊講座	19:00	森岳公民館	教育長 課長 林田
11	水	天神講「書写展示会」表彰式	9:30	杉谷公民館	次長 課長 宮崎
12	木	島原梅林俳句会	12:00	森岳公民館	教育長 宮川 林田
12	木	少年センター所長会・合同研修会	14:00	大村市	松本会長 課長
13	金	霊丘公民館運営委員会	10:00	霊丘公民館	課長 柴田
15	日	自主文化事業「花緑・木久蔵・王楽3人会」	14:00	有明文化会館	事務局全員
16	月	長崎県都市教育委員会社会教育担当課長会議(～17日)	13:00	対馬市	宮川
17	火	安中婦人会との懇談会	10:00	安中公民館	課長 大竹
17	火	島原市子ども読書推進計画(案)を教育委員会へ提出	13:00	教育長室	教育長 課長 大隅・山田委員
18	水	長崎県社会教育委員連絡協議会理事会	13:30	長崎市	加藤委員長
19	木	安中公民館運営委員会	10:00	安中公民館	課長 宮川 大竹
20	金	三会婦人会との懇談会	10:00	三会公民館	課長 宮川 浜口
20	金	白山公民館運営委員会	13:30	白山公民館	課長 宮川 永藤
20	金	白山婦人会との懇談会	16:00	白山公民館	課長 宮川 永藤
21	土	有明公民館まつり”ふれあい美術展”(～22日)	10:00	有明公民館	課長
22	日	森岳ふれあいまつり	9:30	森岳公民館	課長 山本
22	日	霊丘公民館まつり	12:00	霊丘公民館	課長 柴田
23	月	三会公民館運営委員会	10:00	三会公民館	課長 宮川 濱口
23	月	社会教育委員会	13:30	有明庁舎	課長 宮川
25	水	島原半島文化賞審査会	10:00	島原文化会館	市長 教育長 宮川 林田崇
25	水	市少年センター補導員研修会	19:30	霊丘公民館	課長 宮川 原賀
25	水	島原子ども狂言ワークショップ閉講式	20:00	島原文化会館	教育長 林田崇
26	木	森岳婦人会との懇談会	13:30	森岳公民館	宮川 山本
26	木	森岳公民館運営委員会	15:30	森岳公民館	宮川 山本
※ 各地区にて高齢者学級6回(担当:菊池)・女性学級10回開催(担当:松本)					

【付記事項】

6	金	長崎県社会教育主事等連絡協議会第2回理事会	13:30	長崎市	課長
13	金	島原市男女共同参画庁内推進会議	9:00	本庁舎	宮川
17	火	町内会長・自治会長懇談会	17:30	南風楼	課長以上
18	水	がんばらんば国体島原市実行委員会第5回総会	14:00	有明文化会館	課長

教育委員会 3月定例会 報告事項

(スポーツ課)

[2月]

日	曜日	報 告 事 項	内 容 並 び に 参 考 事 項		
3	火	管理職研修	10:00	本庁	課長
4	水	平成27年度当初予算最終内示及び概要説明会	10:00	本庁	課長
4	水	JFAこころのプロジェクト「夢の教室」	10:30 14:00	第三小学校	課長・大場
5	木	JFAこころのプロジェクト「夢の教室」	10:30 14:15	大三東小学校 高野小学校	課長・大場
10	火	定期監査に伴う実地監査	14:50	有明庁舎	課長・森崎(国体)・谷川・大場・馬渡
12	木	長崎県スポーツ表彰・長崎県スポーツ教育長顕彰表彰式	14:00	長崎市	課長
13	金	島原市男女共同参画庁内推進会議	9:00	本庁	課長
13	金	福井県坂井市議会視察対応	10:00	市営陸上競技場ほか	国体推進室長・福島(国体)
15	日	第64回郡市対抗県下一周駅伝大会再スタート	11:15	市役所前	課長
15	日	第38回島原市民親睦バドミントン大会	9:00	島原復興アリーナ	教育長・課長
16	月	国体・大会開催記念樹配布	終日	市内各小中学校	国体推進室長ほか
18	水	長崎がんばらんば国体島原市実行委員会第5回総会	14:00	有明総合文化会館	教育長・次長・課長・国体推進室長ほか
18	水	第9回島原半島地区対抗駅伝競走大会実行委員会	19:30	南島原市	課長・馬渡
19	木	長崎県体育協会第3回生涯スポーツ委員会	13:30	長崎市	課長
22	日	第45回島原市民親睦卓球大会	9:30	島原復興アリーナ	課長・馬渡
23	月	島原市男女共同参画庁内推進会議	13:30	本庁別館	課長
24	火	定期監査講評	13:30	本庁	
26	木	定例教育委員会	13:30	有明庁舎	課長
26	木	島原市スポーツ少年団指導者研修会	19:30	有明総合文化会館	課長・大場・森川・馬渡
27	金	島原市体育協会第3回理事会	10:00	有明庁舎	教育長・課長・谷川
		《付記事項》			
7・8	土・日	第57回九州地区スポーツ推進委員研究大会		大分市	森川
9	月	三会ふれあい運動広場バックネット設置工事打合せ	10:00	三会ふれあい運動広場	谷川
13	金	職員研修「物品購入の仕様書の作り方」	13:30	本庁	谷川・馬渡
14	土	第52回長崎県スポーツ推進委員研究大会	12:30	諫早市	森川・馬渡
15	日	長崎県スポーツ推進委員女性委員会主管研修会		諫早市	森川
15	日	市スポーツ少年団ソフトボール交流大会	8:30	有明の森運動公園	大場
16	月	メンタルヘルスセミナー	13:30	本庁	森川・馬渡
17	火	班長等研修	13:30	本庁	谷川・大場
18	水	V. ファーレン長崎自治体支援会議	14:00	長崎市	大場
22	日	島原がまだすリーグ2015	9:00	市営陸上競技場	谷川・大場・福島(国体)・平田(国体)
23	月	資金運用「経済の基礎知識について」研修会	13:30	本庁	馬渡
25	水	第2回長崎県スポーツ少年団指導者協議会並びに事務担当者会	13:30	長崎市	大場

平成27年3月行事予定表

平成27年2月26日現在

下線太字 教育委員出席予定

- ◎ 教育長出席
- 教育次長出席
- △ 関係課長出席

島原市教育委員会

日 曜	教 育 総 務 課	学 校 教 育 課	社 会 教 育 課	ス ポ ー ツ 課
1 日			松平文庫「島原大変展」9:00 島原図書館(～4/29)	
2 月	3月定例市議会 本会議(開会:委員長)		朝のあいさつ運動 7:30 市内 ◎○△	
3 火	平成26年度長崎県教育委員会表彰伝達式 16:00 有明庁舎 ◎○△		霊丘婦人会との懇談会 13:30 霊丘公民館 △	
4 水	3月定例市議会 本会議(一般質問)	定例校長会 9:30 杉公 ◎△		
5 木	3月定例市議会 本会議(一般質問)		初市顕彰俳句会 10:00 福祉センター △	
6 金	3月定例市議会 本会議(一般質問)	定例教頭会 10:30 杉公 △	愛知県幸田町文化協会視察来島(～3/7)	
7 土				第34回有馬スポーツ賞式典 10:00 有馬武道館 市長、議長、教育厚生委員長 ◎○△
8 日				第48回島原市民親睦ソフトボール大会 8:30 三倉ふれあい運動広場 ◎△ 国体・大会開催記念植樹 10:00 芝桜公園 ◎○△
9 月	3月定例市議会 本会議(一般質問)			
10 火	3月定例市議会 総務委員会			
11 水	3月定例市議会 産業建設委員会			
12 木	3月定例市議会 教育厚生委員会			
13 金				
14 土			第34回康平忌・島原半島文化賞授賞式 10:00 島原文化会館	
15 日			有明文化協会芸能おさらい会 有明文化会館	
16 月	3月定例市議会 予算審査特別委員会			
17 火		市内中学校卒業式 9:30 (有明中は9:20) 市長他 ◎○△	島原市少年センター運営協議会 14:00 森岳公民館 ◎○△(松本委員)	
18 水			有明公民館運営委員会 13:30 有明公民館 △	
19 木		市内小学校卒業式 9:30 (湯江小は9:20) 市長他 ◎○△	社会教育課非常勤職員パソコン試験・面接 13:00 有明公民館 △	
20 金	3月定例市議会 本会議(開会:委員長)			
21 土	春分の日	春分の日	春分の日	春分の日
22 日				
23 月			島原市立公民館運営審議会 14:00 有明庁舎△	
24 火		小・中学校修了式		
25 水			島原子ども狂言ワークショップおさらい会	長崎がんばらんぼ国体・長崎がんばらんぼ大会実行委員会第5回総会 13:30 長崎市 ※市長出席確認中
26 木				長崎県体育協会臨時評議員会 16:00 長崎市 △
27 金				がんばらんぼ体操教室開講式 15:00 霊丘公園体育館・弓道場 △
28 土			しまばら江戸まつり 15:00 島原城観光復興記念館	
29 日			しまばら江戸まつり 9:30 下の丁周辺 子育て広場 石川真理子講演会「江戸時代に学ぶ子育ての知恵」10:30 桜門公園ステージ	
30 月				
31 火		小・中学校教職員退職者辞令交付式 11:30 有明庁舎大会議室 ◎○△		

島 原 市 教 育 委 員 会

議 案 集

- 第 4 号 議 案 議会の議決を経るべき議案について
- 第 5 号 議 案 島原市教育振興基本計画について
- 第 6 号 議 案 島原市立公民館運営審議会委員の委嘱について
- 第 7 号 議 案 第二次島原市子ども読書活動推進計画について
- 第 8 号 議 案 島原市スポーツ振興基金条例施行規則の一部を改正する
規則

平成 2 7 年 2 月 2 6 日 定例会

第 4 号議案

議会の議決を経るべき議案について

議会の議決を経るべき次の議案について、原案のとおり議会に提出することの承認を求める。

- 1 島原市報酬及び費用弁償条例等の一部を改正する条例 別紙 1 のとおり

平成 2 7 年 2 月 2 6 日提出

島原市教育委員会

教育長 宮原 照彦

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条及び島原市教育委員会の権限の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則第 2 条第 1 項第 1 1 号の規定により教育委員会の意見を聞くため。

島原市報酬及び費用弁償条例等の一部を改正する条例

(島原市報酬及び費用弁償条例の一部改正)

第1条 島原市報酬及び費用弁償条例（昭和31年島原市条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表第1中教育委員会委員長の項を削り、教育委員会委員の項中「教育長及び前項の職にある者を除く。」を削る。

別表第2区分の欄中「教育委員会委員長」を削る。

(島原市特別職報酬等審議会条例の一部改正)

第2条 島原市特別職報酬等審議会条例（昭和39年島原市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条中「及び副市長」を「、副市長及び教育長」に改める。

(教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第3条 教育長の給与等に関する条例（昭和61年島原市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

(趣旨)

第1条 この条例は、教育長の給与等に関し必要な事項を定めるとともに、

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

第11条第5項の規定に基づき教育長の職務に専念する義務の特例について必要な事項を定めるものとする。

第5条を次のように改める。

(勤務時間等)

第5条 勤務時間、休暇等については、島原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年島原市条例第22号）の適用を受ける職員の例による。ただし、同条例中「任命権者」とあるのは「教育委員会」と、「規則」とあるのは「教育委員会規則」とする。

第5条の次に次の1条を加える。

（職務に専念する義務の免除）

第6条 職務に専念する義務の免除については、島原市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年島原市条例第2号）の適用を受ける職員の例による。ただし、同条例中「任命権者」とあるのは「教育委員会」とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に在職する島原市教育委員会教育長が地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定により、なお従前の例により在職する場合においては、次の表左欄に掲げる規定による改正後の同表右欄の条例の規定は適用せず、同表左欄の規定による改正前の同表右欄の条例の規定は、なおその効力を有する。

第1条	島原市報酬及び費用弁償条例
第2条	島原市特別職報酬等審議会条例
第3条	教育長の給与等に関する条例

平成27年3月2日提出

島原市長 古川 隆三郎

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、所要の整備を図るため、この条例を改正しようとするものである。

島原市報酬及び費用弁償条例等の一部を改正する条例（案）
新旧対照表

第 1 条による改正（島原市報酬及び費用弁償条例（昭和 3 1 年島原市条例第 1 9 号）の一部改正）

改 正 案		現 行		解 説 及 び 資 料
別表第 1（第 2 条関係） 報酬額表		別表第 1（第 2 条関係） 報酬額表		
職 名	支 給 区 分	報 酬 額	適 用	
		円		

別表第2（第5条関係）

区分	費用弁償の額	適用
監査委員	市長、副市長及び教育長の旅費相当額	
教育委員会委員		
公平委員会委員		
選挙管理委員会委員長		
選挙管理委員会委員		
農業委員会会長		
農業委員会会長代理		
農業委員会委員		
固定資産評価審査委員会委員		
略		

【別表第2の改正内容】

委員長制度の廃止に伴い、教育委員会委員長を削るもの。

区分	費用弁償の額	適用
監査委員	市長、副市長及び教育長の旅費相当額	
教育委員会委員長		
教育委員会委員		
公平委員会委員		
選挙管理委員会委員長		
選挙管理委員会委員		
農業委員会会長		
農業委員会会長代理		
農業委員会委員		
固定資産評価審査委員会委員		
略		

第2条による改正（島原市特別職報酬等審議会条例（昭和39年島原市条例第35号）の一部改正）

改 正 案	現 行	解 説 及 び 資 料
（設置） 第1条 市長の諮問に応じ、特別職報酬等の額について審議するため、島原市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を置く。 （所掌事項） 第2条 市長は、議会の議員の議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該報酬等の額について審議会の意見を聞くものとする。	（設置） 第1条 市長の諮問に応じ、特別職報酬等の額について審議するため、島原市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を置く。 （所掌事項） 第2条 市長は、議会の議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該報酬等の額について審議会の意見を聞くものとする。	【第2条の改正内容】 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、教育長が特別職となることから、審議会の意見を聞く対象に教育長を加えるもの。

第3条による改正（教育長の給与等に関する条例（昭和61年島原市条例第5号）の一部改正）

改 正 案	現 行	解 説 及 び 資 料
（趣旨） 第1条 この条例は、教育長の給与等に関し必要な事項を定めるとともに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第11条第5項の規定に基づき教育長の職務に専念する義務の特例について必要な事項を定めるものとする。	（この条例の目的） 第1条 この条例は、教育長の給与等に関する事項を定めることを目的とする。	【第1条の改正内容】 目的を趣旨に改め、教育長の給与等のほか、職務専念義務の特例について必要な事項を定めるものとするもの。 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第11条第5項の規定 「教育長は、法律又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、その勤務時間及び職務上の注意力の全てをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。」
（勤務時間等） 第5条 勤務時間、休暇等については、島原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年島原市条例第22号）の適用を受ける職員の例による。ただし、同条例中「任命権者」とあるのは「教育委員会」と、「規則」とあるのは「教育委員会規則」とする。 （職務に専念する義務の免除） 第6条 教育長の職務に専念する義務の免除については、島原市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年島原市条例第2号）の適用を受ける職員の例による。ただし、同条例中「任命権者」とあるのは「教育委員会」とする。	（勤務時間等） 第5条 勤務時間その他の勤務条件については、一般職の職員の例によるものとする。	【第5条の改正内容】 教育長の勤務時間、休暇等については、一般職の職員の例によるものとするもの。 【第6条の条文内容】 教育長の職務専念義務の免除については、一般職の職員の例によるものとするもの。

(参考)

島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則(抜粋)
(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条第2項に基き、島原市教育委員会（以下「委員会」という。）の権限に属する事務の委任に関し、必要な事項を定めるものとする。

(教育長に対する委任事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

- (1) 学校教育又は社会教育に関する一般方針を定めること。
- (2) 学校・公民館及び図書館の設置及び廃止を決定すること。
- (3) 教育財産の取得を市長に申出ること。
- (4) 県費負担教職員の懲戒及び県費負担教職員たる校長、教頭の任免その他の進退について内申すること。
- (5) 県費負担教職員のサービスの監督についての一般方針を定めること。
- (6) 教育委員会の任命にかかる職員の人事の一般方針を定め、及び懲戒を行うこと。
- (7) 教育長・課長・公民館長及び指導主事の任免を行うこと。
- (8) 学校・公民館及び図書館の敷地を選定すること。
- (9) 学校その他教育機関の工事の計画を策定すること。
- (10) 委員会規則の制定又は改廃を行うこと。
- (11) 教育予算その他議会の議決を経るべき議案の作成について意見を申出ること。
- (12) 委員会の所管に属する各種委員会・審議会等の委員の任命又は委嘱すること。
- (13) 校長・教頭・教員その他の教育関係職員の研修の一般方針を定めること。
- (14) 教科用図書の採択に関する基本方針を定めること。
- (15) 学令児童生徒の就学すべき学校の区域を設定し、又はこれを変更すること。
- (16) 教育に関する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行うこと。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

(教育委員会の意見聴取)

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

第 5 号議案

島原市教育振興基本計画について

平成 24 年度に策定した島原市教育振興基本計画に別冊のとおり文化部門及びスポーツ部門を追加する。

平成 27 年 2 月 26 日提出

島原市教育委員会
教育長 宮原 照彦

提案理由

機構改革により文化・スポーツ推進グループが編入されたことに伴い、平成 24 年度に策定した島原市教育振興基本計画に文化部門及びスポーツ部門を追加しようとするものである。

第 6 号議案

島原市立公民館運営審議会委員の委嘱について

島原市立公民館運営審議会委員に、次の者を委嘱する。

氏名	住所（職場等）	年 齢	年 数	備考	規則第2条 の分類
松本 秀敏			0	杉谷公民館運営委員会 副委員長	家庭教育

（任期：委嘱日から平成27年3月31日）

平成 2 7 年 2 月 2 6 日提出

島原市教育委員会

教育長 宮原 照彦

提案理由

島原市立公民館運営審議会委員が1名欠けたため、島原市立公民館の設置及び管理等に関する条例第4条の規定により、補欠委員を委嘱しようとするものである。

(参考)

島原市立公民館の設置及び管理等に関する条例(抄)

(公民館運営審議会)

第4条 公民館に、公民館運営審議会（以下「運営審議会」という。）
を置く。

2 前項に規定する運営審議会の委員の定数は、12人以内とする。

3 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の
残任期間とする。

第 7 号議案

第二次島原市子ども読書活動推進計画について

第二次島原市子ども読書活動推進計画を別冊のように策定する。

平成 2 7 年 2 月 2 6 日提出

島原市教育委員会
教育長 宮原 照彦

提案理由

子どもの読書活動の推進に関する法律第 9 条第 2 項の規定により策定した、島原市子ども読書活動推進計画を改定しようとするものである。

(参考)

子どもの読書活動の推進に関する法律

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

第 8 号 議案

島原市スポーツ振興基金条例施行規則の一部を改正する規則

島原市スポーツ振興基金条例施行規則（昭和 5 6 年 5 月 7 日第 4 号告示）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 5 条の規定に基づき」を「第 4 条の規定により」に改める。

附 則

（施行期日）

この規則は、公布の日から施行する。

平成 2 7 年 2 月 2 6 日提出

島原市教育委員会

教育長 宮原 照彦

提案理由

島原市スポーツ振興基金条例施行規則について、所要の整備を行うため、この規則を改正しようとするものである。

島原市スポーツ振興基金条例施行規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

改 正 案	現 行	解説及び資料
○島原市スポーツ振興基金条例施行規則 昭和56年5月7日教育委員会規則第4号 島原市スポーツ振興基金条例施行規則 (趣旨) 第1条 この規則は、島原市スポーツ振興基金条例（昭和56年島原市条例第9号）<u>第4条の規定により</u>、スポーツ賞及び奨励金の交付に<u>関して必要な事項を定めるものとする。</u> 略	○島原市スポーツ振興基金条例施行規則 昭和56年5月7日教育委員会規則第4号 島原市スポーツ振興基金条例施行規則 (趣旨) 第1条 この規則は、島原市スポーツ振興基金条例（昭和56年島原市条例第9号）<u>第5条の規定に基づき</u>、スポーツ賞及び奨励金の交付に<u>関して必要な事項を定めるものとする。</u> 略	島原市スポーツ振興基金条 (運用) 第4条 基金の運用から生ずる収 益は、島原市一般会計歳入歳出 予算に計上し、収益の範囲内で スポーツ賞及び奨励金を交付す る。

別冊

《平成24年度～28年度》

島原市教育振興基本計画

～ ^{いのち} 生命・きずな・感謝の心 ～
(案)



平成26年度改定

島原市教育委員会

別冊目次（追記部分）

島原市教育振興基本計画追記箇所	別冊ページ
○目 次・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
・第2章「島原市の教育施策」の第2節「社会教育の推進」に「7 文化活動の推進」、第3節「教育環境の充実」に「4 体育施設の整備・充実」を追記。 また「第4節 スポーツの推進」を追記	
○第2章 島原市の教育施策（P3）・・・・・・・・・・	4
・P4の「2 地域全体で教育に取り組めます」に「文化活動を推進し文化の向上に努めます」を追記	
・P4の「教育関係施設・設備の整備・充実に努めます」に「文化会館、体育施設」を追記	
・P5に「4 スポーツによる世代を超えた交流や地域づくりを目指します」を追記	
○施策体系（P5）・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
・P7の「社会教育の推進」に「7 文化活動の推進」を追記	
・P7の「教育環境の充実」の「2 社会教育施設の整備・充実」に「(3) 文化会館の整備・充実」を追記	
・P7の「教育環境の充実」に「4 体育施設の整備・充実」を追記	
・P8に「スポーツの推進」を追記	
○第2節 社会教育の推進（P49）・・・・・・・・・・	9～10
・P49の後に「7 文化活動の推進」を追記	
○第3節 教育環境の充実（P52、P53）・・・・・・・・	11～13
・P52の社会教育施設の整備・充実の（2）図書館の整備・充実の次に「(3) 文化会館の整備・充実」を追記	
・P53の「3 就学支援の実施」の次に「4 体育施設の整備・充実」を追記	
○第4節 スポーツの推進・・・・・・・・・・・・・・・・	14～16
・第3節「教育環境の充実」の次に「第4節 スポーツの推進」を追記	

目 次

第1章	計画の策定にあたって	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の範囲	1
3	計画の期間	1
第2章	島原市の教育施策	2
	施策体系	4
第1節	学校教育の充実	6
1	心の教育の充実	6
2	確かな学力を身に付ける教育活動の充実	11
3	地域との連携・協力による学校づくりの推進	13
4	資質・指導力の向上	16
5	国際化への対応	19
6	食に関する指導の充実	21
7	特別支援教育の推進	24
8	健やかな体の育成	28
9	防災教育の推進	29
第2節	社会教育の推進	33
1	「島原市ココロねっこ運動」の推進	33
2	地域の特性を生かした公民館活動の推進	36
3	社会教育関係団体の育成と活動の推進	39
4	図書館活動の推進	41
5	少年センター活動の推進	42
6	文化財の保護・公開・活用	44
7	文化活動の推進	別冊
第3節	教育環境の充実	50
1	学校施設の整備・充実	50
2	社会教育施設の整備・充実	51
3	修学支援の実施	52
4	体育施設の整備・充実	別冊
第4節	スポーツの推進	別冊
1	生涯スポーツの推進	別冊
2	ジュニアスポーツの推進	別冊

第3章 計画の着実な推進のために	54
1 計画の周知及び関係機関との連携	54
2 計画の進捗管理	54
《資料》	55

第2章 島原市の教育施策

教育は、郷土や国の将来を左右する最優先の政策課題の一つであり、郷土の発展を担う誇りと責任を自覚し、国際社会でも活躍できる心豊かでたくましく生き抜く力を身に付けた人材を育成していくことが大事であると考えます。

噴火災害復興の体験から学んだ「生命・きずな・感謝の心」の精神を引き継ぎ、学校・家庭・地域の教育力を結集して、心豊かで活力ある生涯学習社会の構築と広い視野に立った施策の推進に努めます。

1 児童・生徒の「生きる力」の基盤を育てます

○ 豊かな心と健やかな体を育成します

- ・ 道徳教育の要である道徳の授業を充実させます。
- ・ 読書活動や文化・芸術教育の充実をとおして豊かな心を育成します。
- ・ 体育・食育の充実を図ります。
- ・ 体験学習（ボランティア・福祉・職場・野外宿泊等）をとおして心の教育やキャリア教育を推進します。

○ 確かな学力を育成します

- ・ 少人数指導・習熟度別学習等のきめ細かな指導や「子どもの学びの習慣化」の確立に努め、基礎的・基本的な知識・技能、及び、思考力・判断力・表現力等の向上を図ります。
- ・ 教師の授業力の向上を図ります。

○ 一人一人に応じた教育を推進します

- ・ 特別支援学級、通級指導教室の充実を図るとともに、特別支援教育支援員、心の教室相談員、スクールカウンセラー等を適正に配置し、個々の支援体制の充実を図ります。

○ 国際理解教育や外国語教育の充実に努めます

- ・ 中学生の中国への訪問をとおして国際交流に努めます。
- ・ 外国語指導助手（ALT）や外国語活動支援員を活用して、コミュニケーション能力を高めます。

○ ^{いのち}生命の教育に努めます

- ・ 「いのりの日」や「長崎っ子の心を見つめる教育週間」等をとおして、生命の教育に取り組みます。
- ・ 被災体験の伝承、防災教育に努めます。

2 地域全体で教育に取り組みます

- 「島原市ココロねっこ運動」を推進します
 - ・学校・家庭・地域が連携・協力して体験活動や子育て支援の充実を図り、青少年の健全育成を推進します。
- 公民館活動や社会教育関係団体の活動を推進し地域力の向上を図ります
 - ・いつでもどこでも誰でも学べる環境づくりを推進します。
- 図書館活動を推進します
 - ・図書の実質、司書業務の実質、利便性の向上を図ります。
- 歴史・地質遺産の保護・活用をととして自然を守り郷土を愛する心を育てます
 - ・旧島原藩薬園跡、松平文庫をはじめとする文化財の保護・活用に努めます。
 - ・島原半島ジオパークの学習を推進します。
- 文化活動を推進し文化の向上に努めます
 - ・文化団体の自主運営を支援します。
 - ・優れた舞台芸術に接する機会を提供するため、自主文化事業の実施に努めます。

3 施設の安全・安心を確保するとともに教育環境を整備します

- 教育関係施設・設備の整備・充実に努めます
 - ・学校、給食施設、公民館、図書館、文化会館、体育施設の施設整備や学習環境の充実に努めます。
- 情報機器の充実に努めます
 - ・コンピュータ他、情報機器を整備し、情報教育環境の充実に努めます。
- 適正な修学支援の実施に努めます
 - ・市奨学金制度の適正な運営、就学援助制度の適正な実施に努めます。
 - ・東京学生寮の整備・充実に努めます。

4 スポーツによる世代を超えた交流や地域づくりを目指します

○ 生涯スポーツの推進を図ります

- ・だれもがどこでも気軽にスポーツができる環境を整え、心身の健康増進に努めます。
- ・スポーツをとおしての交流人口の拡大に努めます。

○ ジュニアスポーツの推進を図ります

- ・子どもたちの体力・競技力の向上やスポーツをとおしての情操教育に努めます。

○ 施策体系

学校教育の充実

努力事項	主な施策	頁	具体的な取組
1 心の教育の充実	(1) 道徳教育の充実	6	校長・道徳教育推進教師を中心とした校内体制の確立、 「長崎っ子の心を見つめる教育週間」での授業公開、情報モラル教育
	(2) 人権学習の充実	7	人権週間の取組
	(3) 平和学習の充実	7	社会科学見学、「8・9 平和集会」
	(4) 読書活動の推進	7	「朝の読書タイム」、「学校司書」を中心とした図書館運営、学校司書等研修会、 家族10分間読書活動、公共図書館との連携
	(5) 文化・芸術教育の充実	8	小・中学校合同科学作品展、北村西望賞教育美術展、中学校美術展、 親子粘土教室、市民音楽祭
	(6) 生徒指導の充実	10	不登校にかかる研修会、生徒指導担当研修会、心の教室相談員の活用、 スクールカウンセラーの活用、適応指導教室「ひまわり教室」
2 確かな学力を身に付ける教育活動の充実	(1) 授業改善の推進	11	「教えて考えさせる授業」、体験的・問題解決的学習、学校訪問
	(2) きめ細かな指導の充実	12	ティーム・ティーチング、学習支援員、学習支援チーム
	(3) 学びの習慣化の確立	12	学習規律、家庭学習・生活習慣
3 地域との連携・協力による学校づくりの推進	(1) 地域の教育力を生かした体験学習の推進	13	地域人材の活用、兄弟校交流校児童会交流事業、地域学習、職場体験学習、 福祉体験学習、野外宿泊体験学習
	(2) 信頼される学校づくりの推進	15	学校評価、学校支援会議
4 資質・指導力の向上	(1) 教職員研修の充実	16	定例管理職研修会、教務主任研修会、研究主任研修会、生徒指導担当者研修会、 教職員派遣研修、若手教職員の社会体験活動、教育講演会
	(2) 校内研修体制の充実	17	研究校の指定
	(3) 校種間連携の充実	17	幼・保・小連携、小・中連携
5 国際化への対応	(1) 国際交流活動の充実	19	中学生海外派遣事業
	(2) A L T ・支援員の活用	20	全中学校へのA L T 配置、全小学校へのA L T 派遣、A L T 担当者会、 外国語活動支援員
6 食に関する指導の充実	(1) 食に対する理解と感謝の念の養成	21	給食時間・教科等での食育指導、食に関する体験活動、学校給食関係職員研修会、 朝食及び学校給食残滓調べ、バイキング給食
	(2) 家庭・地域との連携による食育の推進	23	給食・食育だよりの発行、給食試食、「食育」に関する授業公開、学校給食検討委員会、 郷土料理・地産地消の推進、弁当の日・親子料理教室・お魚料理教室
7 特別支援教育の推進	(1) 個に応じた指導・支援の充実	24	幼・保・小の連携、小・中の連携、5歳児健診と連携した就学相談、 個別的教育支援計画
	(2) 指導体制の充実	25	校内体制、特別支援教育コーディネーター研修会、特別支援教育研修会、 特別支援学級担任会、5歳児健診研修会、特別支援教育支援員
	(3) 関係機関との連携	26	医療・福祉との連携、特別支援学校との連携、県教育センターとの連携
8 健やかな体の育成	(1) 学校体育の充実	28	体育主任会、小学校体育大会、体育実技指導者講習会
	(2) 部活動の充実	29	部活動指導者研修会、中学校総合体育大会、外部指導者の活用
	(3) 健康教育の充実	29	小児生活習慣病予防検診、養護教諭・保健主事部会研修、薬物乱用防止教室
9 防災教育の推進	(1) 防災計画の充実	30	防災計画、避難訓練
	(2) 防災学習の充実	30	防災教育資料の活用、体験学習
	(3) 「祈りの日」の取組	31	「祈りの日」集会
	(4) ジオパークに関する取組	31	ジオパーク学習

努力事項		主な施策	頁	具体的な取組
社会教育の推進	1 「島原市ココロねっこ運動」の推進	(1) 青少年の体験活動の充実	33	各地区週末余暇活動、通学合宿、島農アニマルキッズ、放課後子ども教室「稽古館」、島原半島ジオパーク体験活動、子ども会活動
		(2) 子育て支援の充実	34	各地区子育てひろば、家庭教育学級、健康教育講座、思春期子育て講座
		(3) 学校と地域社会の連携	35	学校と社会教育関係団体との交流事業、島原市ひとづくり出前講座、学校支援会議
	2 地域の特性を生かした公民館活動の推進	(1) 地域に密着した公民館運営の推進	37	公民館まつり、公民館運営委員会・審議会、自治公民館活動、自治公民館建設補助
		(2) 各種学級・講座の充実	37	女性学級、高齢者学級、家庭教育学級、青年教室
		(3) 公民館サークル活動の育成	39	公民館サークル活動
	3 社会教育関係団体の育成と活動の推進	(1) 青少年健全育成協議会活動の推進	39	各地区青少年健全育成協議会活動
社会教育の推進		(2) 子ども会活動の活性化	40	子ども会ジュニアリーダー研修会、子どもフェスティバル
		(3) 各種団体の支援	40	婦人会・青年団の支援、PTA連合会の支援
	4 図書館活動の推進	(1) 図書館活動の推進	41	図書の実、読書環境づくり、学校図書館等との連携
	5 少年センター活動の推進	(1) 補導活動の推進	43	地区少年補導委員会、補導活動
		(2) 相談活動の充実	43	電話・来所・訪問等の相談
		(3) 環境浄化活動の推進	43	白ポストによる有害図書の回収、立入調査の実施
		(4) 地域啓発活動の充実	44	「少年の日」・「家庭の日」の宣伝・啓発、あいさつ運動、 「少年センターだより」の発行
社会教育の推進		(5) 関係機関等との連携	44	各種団体や警察等関係機関との連携
	6 文化財の保護・公開・活用	(1) 旧島原藩薬園跡の保存・公開・活用	45	旧島原藩薬園跡の保存と管理、旧島原藩薬園跡での講座等
		(2) 松平文庫の保存・公開・活用	47	松平文庫所蔵資料の修復・マイクロフィルム化・公開・活用、 松平文庫所蔵資料翻刻本の刊行
		(3) 文化財の保護	47	文化財の保護・活用、指定文化財の保護・公開・活用、 埋蔵文化財の発掘調査・保存・活用、歴史的建造物の保護
	7 文化活動の推進	(1) 文化団体の育成と連携	別1	島原文化連盟、有明文化協会、島原市音楽連盟への支援 島原市美術展覧会、島原市民音楽祭の開催
		(2) 自主文化事業の充実	別2	自主文化事業の開催、島原子ども狂言ワークショップの開催
教育環境の充実	1 学校施設の整備・充実	(1) 学校施設の整備	50	学校施設の耐震対策、学校施設の営繕・管理
		(2) 教育設備等の充実	51	教材・教具・学校図書、情報機器
		(3) 給食施設等の充実	51	給食施設等の充実
	2 社会教育施設の整備・充実	(1) 公民館の整備・充実	51	公民館の営繕・管理、公民館設備等の充実
		(2) 図書館の整備・充実	52	図書館の営繕・管理、図書館設備等の充実
		(3) 文化会館の整備・充実	別2	文化会館の営繕・管理、文化会館設備等の充実
	3 修学支援の実施	(1) 奨学金制度	53	島原市奨学金制度の運用、各種奨学金制度の相談・案内
教育環境の充実		(2) 就学援助制度	53	制度の適正実施
		(3) 東京学生祭	53	施設の利用促進、施設の整備・充実
	4 体育施設の整備・充実	(1) 体育施設の整備・充実	別3	体育施設の営繕・管理、体育施設設備等の充実

努力事項		主な施策	頁	具体的な取組
スポーツの推進	1 生涯スポーツの推進	(1) 総合型スポーツクラブの普及・推進	別4	総合型スポーツクラブの普及・促進
		(2) スポーツ大会の推進	別4	市民総参加の市民体育祭の開催、各種市民親睦大会の開催
		(3) スポーツ交流の推進	別5	平成新山島原学生駅伝の開催、全国・九州大会等の誘致
	2 ジュニアスポーツの推進	(1) スポーツ少年団活動の推進	別6	スポーツ少年団活動の支援、スポーツリーダーの育成
		(2) 夢の教室の開催	別6	情操教育の充実
		(3) ジュニアスポーツの活性化	別6	意識啓発、競技力の向上

第2節 社会教育の推進

7 文化活動の推進

【現状と課題】

本市においては、文化活動を支える団体として、島原地区の「島原文化連盟」と有明地区の「有明文化協会」があります。文化イベントについては、両団体をはじめ、それらを組織している団体などにより、特色ある活動が展開されております。これらの文化活動を大切に育み、地域文化の良さを伝えていく必要があります。なお、将来的には、市全体としての文化に関するイベントの開催のあり方についての検討が必要です。

自主文化事業については、市民に芸術性の高い優れた舞台芸術に接する機会を提供し、市民文化の向上と地域活性化につなげるため、年間計画に基づき公演等を行っております。

市内の文化の活動拠点としては、島原文化会館と有明総合文化会館があります。大ホールの規模はそれぞれ1,202席、700席で、催し物の規模・内容に応じて使い分けが可能であります。しかし、島原文化会館については、開館から40年が経過しており老朽化に伴う改修等を行っていく必要があります。

《文化会館一覧》

島原文化会館	島原市城内一丁目1177-2	大ホール 1202人
島原市有明総合文化会館	島原市有明町大三東戊1382	大ホール 700人

(1) 文化団体の育成と連携

【具体的な取組】

市内の主な文化団体である島原文化連盟、有明文化協会、さらに音楽団体の島原市音楽連盟については、自主運営のための支援を行います。また、市全体が一体となって文化の振興に向けた有効な活動を行うために、連携を強化し市民の文化の向上に努めます。

①島原市美術展覧会の開催

島原文化連盟、有明文化協会との共催で、広く市民から美術作品を公募し、市民の鑑賞と情操豊かな心を養うとともに美術活動を普及するため、島原市美術展覧会を開催します。

②島原市民音楽祭の開催

島原市音楽連盟、島原市小中学校音楽教育研究会、島原市邦楽振興会との共催で、音楽の普及向上と、青少年が音楽に親しむ機会を提供するため、島原市民音楽祭を開催します。

(2) 自主文化事業の充実

【具体的な取組】

自主文化事業については、毎年、年間計画に基づき公演等を行っておりますが、より市民のニーズを反映した公演等を実施するとともに、さらに多くの市民に質の高い芸術文化に触れていただけるように自主文化事業のあり方について検討していく必要があります。また、通年で実施している「島原子ども狂言ワークショップ」のような市民が主体的に取り組む魅力的な自主文化活動をさらに支援していきます。



島原市美術展覧会



島原市民音楽祭



島原子ども狂言ワークショップ

第3節 教育環境の充実

(3) 文化会館の整備・充実

【具体的な取組】

本市文化の活動拠点となる島原文化会館及び有明文化会館については、老朽化が見られるため、必要に応じ計画的に施設や設備の改修等に努めます。なお、島原文化会館の敷地は島原城二の丸の遺構内に位置しているため、島原城の史跡指定の面からも今後のあり方について検討します。

第3節 教育環境の充実

4 体育施設の整備・充実

【現状と課題】

本市のスポーツ施設は、既存の島原市営陸上競技場（2種公認）、島原復興アリーナに加えて、長崎国体の競技会場となった島原市営平成町人工芝グラウンド、島原市霊丘公園体育館・弓道場の整備を行いました。また、年間をとおしプロスポーツ等のキャンプや各種スポーツ大会が開催されています。

今後は、この施設の有効活用に加え、建設後かなりの年数が経過している島原市立有馬武道館、島原市営球場、島原市立温水プール、島原市有明体育場等の改修を計画的に行うことが求められています。

【具体的な取組】

施設の整備については、現有施設の有効活用を基本としながら、市民の利便性・安全性を考慮し計画的な改修等に努めます。

《施設一覧》

島原市霊丘公園体育館・弓道場	島原市営陸上競技場
島原市立有馬武道館	島原市営球場
島原市立温水プール	島原市営総合運動公園庭球場
島原市れいなん会館	島原市立総合運動公園庭球場夜間照明施設
島原市立屋内相撲場	島原復興アリーナ
霊丘公園相撲場	島原市営平成町多目的広場
島原市営霊丘公園庭球場	島原市営平成町人工芝グラウンド
島原市立霊丘公園庭球場夜間照明施設	島原市有明体育場（体育館）
霊丘公園運動広場	島原市有明体育場（弓道場）
島原市立霊丘公園運動広場夜間照明施設	島原市有明青少年武道館
島原市立第二中学校夜間照明施設	島原市有明プール
島原市営杉谷運動広場	島原市有明の森運動公園（有明の森運動場）
島原市営安中運動広場	島原市有明運動公園夜間照明施設
島原市営三会ふれあい運動広場	島原市有明大野浜運動広場



島原市霊丘公園体育館・弓道場



島原市営陸上競技場



島原復興アリーナ



島原市営平成町人工芝グラウンド



島原市有明青少年武道館



総合運動公園庭球場

第4節 スポーツの推進

1 生涯スポーツの推進

【現状と課題】

本市では、少子高齢化といった社会情勢の変化に加え、生活が便利になったことによる運動不足に伴う体力の低下、現代社会におけるストレスの増大、人間関係の希薄化などが問題となっております。

そのような中、スポーツを生活の中に取り入れることにより運動不足の解消、交流の場の確保、ストレスの発散等、心身の健康増進に大きく寄与しております。

今後は、多くの市民が、だれもがどこでも気軽にスポーツを楽しむ機会を提供することが必要となります。

(1) 総合型スポーツクラブの普及・推進

【具体的な取組】

「白山いきいきスポーツクラブ」をモデルとしながら、本市の特色を生かした総合型スポーツクラブの普及・推進に努めます。

《目標とする数値》

	平成25年度	平成28年度
総合型地域スポーツクラブ	1団体	2団体

(2) スポーツ大会の推進

【具体的な取組】

①市民体育祭の開催

市民総参加の場として市民体育祭を開催し、世代を問わず参加できる大会として親睦融和を図ります。



②各種市民親睦大会の開催

気軽に参加できるような大会を開催し、より多くの市民が参加していただくように努めます。



市民親睦サッカー大会



市民親睦ソフトバレーボール大会

(3) スポーツ交流の推進

【具体的な取組】

① 平成新山島原学生駅伝の開催

学生駅伝をととして交流を図り、島原を全国へアピールすることを目的として開催します。



② 全国・九州大会等の開催

スポーツ交流推進のため地域一体となって、各種スポーツの全国・九州大会等の誘致に努め、スポーツ交流を積極的に推進し、併せて本市のスポーツの普及・振興に努めます。

2 ジュニアスポーツの推進

【現状と課題】

近年、身体活動を伴わない遊びが増えていることなどにより、日常生活での運動の機会が減少し、子どもの運動能力は、昭和60年ごろに比べると低下傾向が見られます。このことは、将来的に市民全体の体力低下に影響することになり、ひいては生活習慣病やスト

レスによる健康被害が増加することに繋がると懸念されています。

このような現状をふまえ、子どもたちにスポーツに親しむ機会を提供し、子どもの心身の充実に努めます。

(1) スポーツ少年団活動の推進

【具体的な取組】

① スポーツ少年団活動の支援

一人でも多くの子ども達にスポーツの歓びを味わわせることを目的とした、スポーツ少年団が開催する各種交流大会や交流事業の支援に努めます。

② スポーツリーダーの育成

スポーツ少年団の充実を図るため、スポーツ少年団指導者協議会が開催する指導者研修会等の支援に努めます。

(2) 夢の教室の開催

【具体的な取組】

全小学校の5学年を対象に、日本サッカー協会が派遣するスポーツ選手等を「夢先生」として招聘し、実体験に基づく講義や実技指導をとおして、「夢を持つことの大切さ」や「仲間と協力することの大切さ」を学ぶことの機会を提供することで、子どもの情操教育の充実に努めます。



(3) ジュニアスポーツの活性化

【具体的な取組】

ジュニアスポーツの充実を図るため、トップレベルの指導者や選手がいる大学と協定を結び、小・中学生を大学へ派遣し、トップレベルの指導者から講義や実技指導を受けることにより、児童生徒の意識の高揚を図り、さらなるスポーツの振興や競技力の向上に努めます。

《平成27年度～31年度》

第二次島原市子ども読書活動推進計画 (案)

～豊かな心を育むために～



島原市教育委員会

第二次島原市子ども読書活動推進計画

目次

1	はじめに	1
2	基本方針	1
3	計画の期間	2
4	第一次島原市子ども読書活動推進計画における取組みと課題	2
	(1) 家庭や地域における読書活動の推進	2
	(2) 図書館における読書活動の推進	4
	(3) 学校における読書活動の推進	5
	(4) 幼稚園、保育園（所）、認定こども園などにおける読書活動の推進	7
	(5) 「子ども読書の日」の推進	8
	(6) 推進体制の整備	8
5	子どもの読書活動推進のための方策	9
	(1) 家庭や地域における読書活動の推進	9
	(2) 図書館における読書活動の推進	10
	(3) 学校における読書活動の推進	11
	(4) 幼稚園、保育園（所）、認定こども園などにおける読書活動の推進	12
	(5) 「子ども読書の日」の推進	13
	(6) 推進体制の整備	13
6	子どもの読書活動の推進に関する数値目標	14
	島原市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱	15
	島原市子ども読書活動推進計画策定委員会委員名簿	16

第二次島原市子ども読書活動推進計画

1 はじめに

平成13年12月に公布・施行された「子どもの読書活動の推進に関する法律」では、「子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものである・・・」と述べられています。

このように、子どもの読書活動は、人間としての成長過程において、欠くことのできない大切なものです。

特に、乳幼児期における絵本の読み聞かせは、親と子の心を結び、その後の読書活動に大きく影響をおよぼします。そして、これに続く、児童期、青年期における読書活動は、読書の楽しみを通し、子どもの心を大きく豊かに育てるための大切な経験になります。

平成24年に国立青少年教育振興機構が実施した、「子どもの読書活動と人材育成に関する調査研究」の結果では、子どもの頃の読書活動が多い大人ほど、また、就学前から中学時代の読書活動が多い中学生や高校生ほど、「未来志向」や「社会性」などの意識・能力が高い傾向にあるようです。

しかし、現代社会は、情報通信技術の多様化に伴いスマートフォンなどのメディア機器への依存度が高まっており、子どもの本と接する時間の減少が心配されます。

私たち大人は、今こそ子どもの読書活動の大切さを再認識し、ひとしく子どもの健やかな成長のために、社会全体で子どもの読書活動を推進することが必要です。

※「読み聞かせ」

“読み聞かせ”のことを“読み語り”と表現する場合がありますが、本計画では、“読み聞かせ”で統一しています。

2 基本方針

島原市は、法律^{*1}及び国や県の推進計画^{*2}に基づき、市全体として子どもの読書活動を推進するため、平成17年度に「島原市子ども読書活動推進計画」を策定し

ました。

この計画の実施により、市内全小中学校への学校司書の配置や学校図書館の充実、また、図書ボランティア活動の活性化など、本市の子ども達を取りまく読書環境の整備が図られました。

第二次島原市子ども読書活動推進計画は、これまでの成果を検証するとともに、課題を整理し、第一次計画の精神を受け継ぎながら、本市における読書活動に関わる個人や団体、機関の協力により、市民が一体となって子どもの読書活動を推進することを目的に策定するものです。

※1 「子どもの読書活動の推進に関する法律」

※2 「子どもの読書に関する基本的な計画」 「長崎県子ども読書活動推進計画」

3 計画の期間

この計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

4 第一次島原市子ども読書活動推進計画における取組みと課題

(1) 家庭や地域における読書活動の推進

【取組み】

① 「家族10分間読書運動」の推進

教育委員会と図書館では、「はじめよう!! 家族10分間読書 ～ココロとことばをそだてよう～」のテーマを掲げ、家族10分間読書運動の啓発を行いました。

＜「家族10分間読書運動」の実態調査結果＞

(小中学生で週1回以上の実施率)

	23年度	24年度	25年度	教育振興基本計画目標
小学校低学年	38%	48%	55%	70%
小学校高学年	24%	26%	26%	50%
中学生	10%	14%	15%	20%

② ブックスタートの実施

ブックスタートは、子どもが初めて本と触れ合う機会であり、親子で読書

に親しんでもらうために平成16年度から実施されており、乳幼児を持つ親の読書に対する意識の高揚につながりました。

※「ブックスタート」

乳児一人一人に絵本を開く楽しい体験をさせるとともに、親子で読書に親しんでもらうために絵本を手渡す活動です。子育て支援室が、ブックスタートボランティア、保健センター、図書館と連携し、3か月児健診時に実施しています。

③公民館図書室の充実

地域の方々に読書に親しんでもらうために、島原図書館からの配本を受けながら蔵書の充実に努め、公民館図書と併せて貸し出しを行いました。

※「公民館」

本計画では、“公立公民館”のことを“公民館”で統一しています。

④おはなし会による支援

市内の7つの公民館のうち、4つの公民館において、自主的なおはなし会のグループが定期的に活動を行っており、地区内の子ども達へ読書に親しむ機会の提供に努めました。

⑤育児サークルにおける取組み

子育て支援室では、保健センターや公民館で毎月1回育児サークルを開催し、その中で絵本の読み聞かせやエプロンシアターなどが実施されました。

⑥「親子読書の集い」の開催

平成22年1月に、親子で本の楽しさを体験してもらうために、「親子読書の集い」を開催しました。図書ボランティアグループによる絵本の読み聞かせや、人形劇、パネルシアターなどの実演や絵本作家の武田美穂氏による講演会など、図書ボランティア42人、一般市民191人の参加がありました。

【課題】

「家族10分間読書運動」の実態調査では、少しずつ実施率が上がっているものの、目標には届いていない状況です。

そのため、学校、図書館、公民館図書室、PTAなどがさらに連携を図り

ながら、啓発を継続していく必要があります。

(2) 図書館における読書活動の推進

【取組み】

①図書館設備の整備

平成20年度に、島原図書館と有明図書館の蔵書管理システムを統合し、貸出・返却の一本化を行いました。また、ホームページを開設し、インターネットによる蔵書の検索ができるようにするとともに、新着図書の情報提供を行うなど、誰でも、いつでも、気軽に図書情報が得られるような体制を構築しました。

②子ども読書環境の充実

「長崎県の子どものすすめる本 500選」の専用書架の設置をはじめ、児童図書用の書架を増設しました。

また、簡易移動図書館を実施し、図書館から遠隔地にある小学校（3校）への配本を行いました。

③子ども向け事業の実施

乳幼児や児童など、子どもの年齢に応じたおはなし会の定期的な実施や、季節に応じたイベント、各種工作教室などを実施し、図書館の利用促進に努めました。

また、毎年、読書感想画展を実施し、読書意欲の向上に努めました。

なお、平成25年度には、子どもの読書活動推進が認められて、島原図書館が読書活動優秀実践図書館として文部科学大臣表彰を受賞しました。

④学校や各種機関への支援

学校司書、学校図書ボランティア研修会を実施し、資質の向上と図書に関する情報提供に努めるとともに、学校図書館へ司書を派遣し、配架についての助言などを行いました。

また、図書館への関心を高め、図書館の利用を促進するために、児童生徒の図書館見学や職場体験学習の受入れを行いました。

さらに、市のブックスタート事業にも積極的な支援協力を行いました。

⑤家読（うちどく）の推進

家読（うちどく）を通して家庭の会話をひろげ、絆を深めてもらうために、うちどくの常設コーナーの設置や、うちどくノートの配布を行いました。

※「家読（うちどく）」

“家族読書”の略語で、家族ふれあい読書を意味しており、“朝の10分間読書”の家庭版として考えられたものです。家族で楽しく本を読んでコミュニケーションを図るとともに、家族の絆づくりを目的としています。

【課題】

図書館では、ブックスタートから引き続いて読書に親しんでもらえるように各種おはなし会を実施していますが、誰もが快適に利用できるように、子ども用のトイレ・授乳室（おむつ替え台）などの設備の整備が必要です。

また、これまでの事業を継続するとともに、学校や幼稚園、保育園（所）、認定こども園などとの連携をさらに深め、子ども達の読書意欲の高揚に努めていく必要があります。

（3）学校における読書活動の推進

【取組み】

①学校司書の配置

平成21年度に市内の全小学校に、平成22年度には全中学校に学校司書を配置し、学校図書館の質を高めました。

これに伴い、読書環境の整備が図られるとともに、児童生徒の読書意欲が向上し、年間貸出冊数についても、平成28年度までの目標としていた、小学校1人120冊、中学校1人12冊を平成25年度に達成し、小学校で平均1人130冊、中学校で1人平均13冊となりました。

②学校図書ボランティアとの連携

学校図書ボランティアの活動を定例化し、図書や読書環境の整備、本の読み聞かせなどを通して、児童生徒が本に親しむ雰囲気づくりに努めました。

また、図書館やPTAの主催で市内の学校図書館の見学が行われ、学校図書関係者の交流が図られました。

③図書館との連携

図書館が実施した、図書整備と分類・配架、絵本や紙芝居の読み聞かせ、本の修理に関する講習会などに参加し、学校図書関係者の資質の向上に努めました。また、リクエスト本については、図書館からの借用を受けました。

④「朝の10分間読書」活動の推進

全小中学校の日課表に「朝の読書タイム」を位置づけ、教職員と児童生徒全員が、決められた時間、決められた場所での読書をするにより、読書の習慣化が図られました。

⑤県の500選の推奨

学校図書館に、読書の質を高めていくための道しるべとして選定された「長崎県の子どもにすすめる本500選」のコーナーを設けて、本の紹介や読書を推奨し、多くの児童生徒が選定されている本を読むようになりました。

⑥読書環境の充実

学校図書館蔵書のデータベース化については、小学校4校に導入し、統計処理・蔵書管理の効率化が図られました。

また、学校司書と学校図書ボランティアが連携して、児童生徒にわかりやすい分類・配架や、季節に応じた飾り付けなどを行い、利用しやすく居心地の良い学校図書館への整備が進められました。

⑦優良実践校の表彰

平成23年度に大三東小学校が、「朝の読書タイム」の時間の活用、学校司書や学校図書ボランティアによる読み聞かせなどを通して、児童生徒の読書意欲の向上に努めたことが評価され、子どもの読書活動優秀実践校として文部科学大臣表彰を受けました。

また、平成26年度に第五小学校が、学校の読書推進計画に基づいて、司書教諭、学校司書、学校図書ボランティアが協力して子どもの読書活性化に取り組んでいることや、学校図書ボランティアの創意工夫による読み聞かせの計画的な実践、貸出冊数を増やすための工夫などを行っていることなどが評価され、県教育委員会から長崎県子どもの読書活動推進校表彰を受けました。

【課題】

児童生徒の読書意欲には個人差があります。学級担任、司書教諭、学校司書が連携を取り、個々のニーズに合わせた指導助言を行い、読書活動の質を向上させることが必要です。

このためには、読書活動の実態やニーズ、各教科の年間指導計画を考慮しながら、計画的に図書の購入を行うことが必要です。

また、全校の図書資料のデータベース化と学校間でのデータの共有を図り、学級担任、司書教諭、学校司書、学校図書ボランティアが連携を取りながら、効率的な運用を図ることが必要です。

(4) 幼稚園、保育園（所）、認定こども園などにおける読書活動の推進

【取り組み】

①読書環境づくり

絵本の読み聞かせや、読書活動は保育に欠かせないものであり、各園とも教育の一環として絵本の読み聞かせなどを行っています。また、各保育室に本棚を設けて、自由時間や食後など自由に本や絵本を手にとって、見て読める環境づくりに努めました。

さらに、保護者に対しては、子どもを抱いて話をしたり、子守唄を唄ったりするコミュニケーションの大切さについて、お便りなどを使って啓発に努めました。

②図書ボランティアとの連携

図書ボランティアと連携し、おやつの前後を利用するなど、時間を工夫して絵本の読み聞かせを行いました。このような取り組みを通して、子ども達には、本や絵本のおもしろさを伝えるとともに、保護者には、絵本の読み聞かせの大切さについて周知に努めました。

③図書館との連携

各園及び各学童クラブとも、本や絵本とふれあう機会を増やすために、図書館の利用に努めました。

【課題】

図書ボランティアと連携を図り、幼少期の子ども達が本や絵本とふれあう機会の充実に努めて、子どもには絵本の楽しさを、保護者には読み聞かせの大切さをさらに理解してもらうように継続した取り組みが必要です。

また、子ども達は、年齢や興味、関心がそれぞれ違うため、絵本を集中して見ることのできない子どもについては、選書や本棚の整理を工夫し、絵本に興味を持たせるような独自の取り組みが必要です。

(5) 「子ども読書の日」の推進

【取組み】

①広報・啓発

教育委員会と図書館では、4月23日の「子ども読書の日」、4月23日から5月12日までの「こどもの読書週間」の周知・啓発を行いました。

②「おはなしフェスティバル in 島原」の開催

平成18年4月22日に、子どもの読書活動について広く関心と理解を深めてもらうために、「おはなしフェスティバル in 島原」を開催しました。

読み聞かせや紙芝居などを実施する「おはなし広場」、ノンフィクション作家の柳田邦男氏による講演会を実施し、延べ約1,400人が参加しました。

③図書館での取り組み

図書館では独自の取組みとして、図書ボランティアと共催してのおはなし会や特集コーナーの設置などのイベントを行いました。

【課題】

「子ども読書の日」と「こどもの読書週間」については、より一層の啓発を行い、子どもの読書に対する関心をもたせる期間のひとつとして、定着するように努める必要があります。

また、図書館、学校司書、図書ボランティアが連携し、手作りのおはなし会などを各施設で実施するなど、啓発活動を継続していく必要があります。

(6) 推進体制の整備

【取組み】

①関係各機関、団体、図書ボランティアの連携の状況

図書館、学校図書館、図書ボランティアなどが、相互に協力して読み聞かせなどの各種事業を実施するなど、子どもの読書活動を推進しました。

②「図書ボランティア養成講座」の開催

子どもの読書活動に関わる人材育成を目的として、教育委員会の主催で学校司書、図書ボランティアなどを対象に実施しました。

平成19年度 ブックトークの実際、図書の修理、講義など全6回
41名の参加

平成21年度 わらべうた遊び、紙芝居づくり、講義など全6回

54名の参加

【課題】

地域のおはなし会をはじめ、図書ボランティアの活動は活発になりましたが、読書活動の拠点となる機関や団体が個々に活動をするのではなく、情報を共有しながら連携して取り組むことが必要です。

さらに、市内の全ての子どもを対象に読書活動を推進していくためには、市民協働による取り組みが必要です。

5 子どもの読書活動推進のための方策

(1) 家庭や地域における読書活動の推進

親が本をよく読む家庭ほど、子どもは本をよく読むといわれています。幼少期の絵本の読み聞かせは、その後の子どもの読書生活に大きな影響を与えるともいわれています。

これまでも、ブックスタートや啓発チラシなどを通して、“本の読み聞かせや読書は、子どもの健やかな成長には大切なことである。”ということを周知し、徐々に理解が深められました。しかしその一方で、メディア機器の普及に伴い、親子の読書離れが進むことが懸念されます。

今後も引き続き、家族が一緒に本を楽しむための「家族10分間読書運動」を推進します。

また、地域住民の身近にある公民館には図書が備え付けてあり、島原図書館分室として図書の配本を受けており、公民館だよりなどを通して図書の紹介を行っています。

今後も、おはなし会や育児サークルなどに対して十分な支援が行えるように、公民館図書の充実と情報の提供に努めます。

(具体的取組み)

①読み聞かせの推進

ブックスタート以後、子どもが本に親しみやすくなるように、家庭での読み聞かせを推進するとともに、その大切さについて周知します。

②「家族10分間読書運動」の推進

親が読書を楽しむ姿を見せることは大切なことです。また、親子読書体験が家庭内のコミュニケーションを深める有効な手段の一つであることを理解してもらうために、週1回は“家族読書デー”として、その日は、テレビを見ない、ゲームをしない日とするなど、PTAとも連携を図りながら、家庭での読書を推進します。

③メディア環境への対応

家庭において子ども達が本を読む時間を確保するために、メディア機器の正しい使い方について、家庭教育学級などを通して周知を図ります。

④ボランティアグループの育成

ブックスタート以後、親子で読み聞かせに触れる機会を増やすために、公民館を活動拠点としたボランティアグループの育成を図ります。

(2) 図書館における読書活動の推進

本市には、二つの図書館が設置されており、子どもの読書活動推進の中核的な役割を担っています。

図書館は、子どもにとっては、自分の読みたい本を自由に選択し、読書の楽しさを知り、知識を身に付けることができ、また、保護者にとっては、子どもと読書の楽しみを共有でき、子どもの読書について相談できる場所です。

さらに、他の機関、団体などとの連携を図るとともに、おはなし会などを通して、読書活動の普及を行う場所です。

これまでも、子どもの読書活動の推進のために、児童図書などの資料の充実、おはなし会などの自主事業、ホームページを活用した各種図書情報の提供など、子どもに親しまれる図書館を目指して、運営してきました。

今後は、読書活動を全市的に広げるため、読書環境の整備を図るとともに、学校司書や学校図書ボランティアなどとのネットワークの強化を図ります。

(具体的取組み)

①児童書の充実

図書館の絵本や低学年児童向けの図書をさらに増やし、学校や幼稚園、保育園（所）、認定こども園への本の貸し出しの充実を図り、乳幼児や小中学生の読書活動を支援します。

②学校司書や学校図書ボランティアとの連携

全ての小中学校に配置された学校司書との連携をより進めるとともに、学校図書ボランティアのネットワーク化を図り、子ども達の読書意欲の向上を目指します。

③情報の提供

家庭における読書の大切さや、楽しさについて理解の促進を図り、本との出会いを広げるために各年齢に適した本を紹介するなど、積極的に情報の提供に努めます。

④幼稚園、保育園（所）、認定こども園などの利用促進

乳幼児期から本に親しんでもらえるような環境の整備に努め、図書館の活発な利用を促します。

⑤各種イベントの開催と設備の整備

子ども達の読書意欲を高めるような各種イベントを行うとともに、快適に参加できるよう設備を整備します。

（３）学校における読書活動の推進

学校は、児童生徒の読書活動を推進し、読書の習慣を形成していく上で大きな役割を担っています。学習指導要領では、「楽しんで読書をしようとする態度を育てる」ことや「読書に親しみ、ものの見方や考え方を広げようとする態度を育てる」ことなどが目標とされ、「学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童生徒の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実することとされています。

そのため、児童生徒の多様な興味・関心に応え多様な教育活動を展開できるようにするための蔵書の充実、学校司書を中心とした学校図書館の環境の整備、読み聞かせなどを通して読書意欲を向上させるための学校図書ボランティアとの連携、読書の習慣化を図るための「朝の１０分間読書」に取り組みます。

また、図書館との連携を図り、学校における読書活動の活発化を図るとともに、学校図書関係者の資質向上に努めます。

さらに、障がいのある児童生徒の読書活動が充実するように努めます。

(具体的取組み)

①「朝の10分間読書」の推進

児童生徒の読書時間の確保、読書の習慣化のために、全小中学校週1日以上の実施を継続します。

②読書環境の充実

子ども達のニーズや指導計画に合わせた図書を備えるとともに、利用しやすい環境整備を進めます。

③学級担任、司書教諭、学校司書、学校図書ボランティアの連携

学級担任、司書教諭、学校司書、学校図書ボランティアが連携して、個々の子どもの読書意欲を高めるよう努めます。

④各種行事の開催

「学校図書館まつり」や「読書感想発表会」などの行事を開催するなど、子どもの読書への関心を高めます。

⑤郷土の歴史本の配置

郷土への愛着を深めるとともに、郷土の歴史に対する関心を高めてもらうために、島原の歴史に関する低学年向けの本を配置します。

(4) 幼稚園、保育園(所)、認定こども園などにおける読書活動の推進

幼稚園、保育園(所)、認定こども園においては、絵本の読み聞かせや紙芝居、童謡、物語に親しみ、言葉のリズムの楽しさと出会うための活動に取り組んでいます。

このことは、乳幼児に安らぎと感動を与え、豊かな心を育みます。また、本や絵本を読んでもらった楽しい時間は、あたたかい記憶としていつまでも子どもの心に残り、将来の読書活動にも大きな影響を与えます。

今後も、絵本の読み聞かせなどが充実するように、幼稚園、保育園(所)、認定こども園に働きかけるとともに、図書館や図書ボランティアと連携し、読書活動を活発にするよう促します。

また、ブックスタートの成果を家庭でも継続していくよう、保護者へ働きかけていきます。

(具体的取組み)

①読書環境の整備充実と保護者との連携

幼児一人一人が、心に残る本や絵本と出会えるように、本や絵本の蔵書を充実させるとともに、保護者の理解と協力を得ながら、図書館の利用や家庭における読み聞かせの推進を図ります。

②昔話の読み聞かせ推進

昔話は、日本の文化の良さと、人間の心の美しさ、正義感などを教えてくれます。心豊かでたくましい子どもを育てるために、読み聞かせを積極的に取り入れます。

(5) 「子ども読書の日」の推進

4月23日は「子ども読書の日」と法律で定められています。

子どもの読書活動の推進のためには、広く市民の理解と関心を深めることが必要であり、今後も引き続き「子ども読書の日」を中心として読書活動の啓発に努めます。

(具体的取組み)

①周知・啓発

教育委員会と図書館を中心にイベントの開催などを通して、「子ども読書の日」と「こどもの読書週間」の周知・啓発を引き続き行います。

また、幼稚園、保育園(所)、認定こども園においても、読書意欲の向上のため、保護者に対して周知・啓発を行います。

(6) 推進体制の整備

本計画を推進するためには、関係団体機関をはじめ、市民が一体となって取り組む必要があります。

今後、子どもの読書活動に関わる関係者の資質の向上とネットワーク化を図り、子どもの読書活動の推進を協議するための組織づくりに努め、市民の声を広く聴きながら、子どもの読書活動を推進します。

(具体的取組み)

①本計画の周知

子どもの読書活動を推進していくために、本計画の有効活用が図られるよう、

関係団体機関に広く周知し、特色のある取組みを紹介するなど、全市的に情報を発信します。

②関係団体機関の連携強化

市においても、読書活動を推進している関係部課が横の連携を強化するとともに、図書館や学校図書館との連携をしっかりとって、市全体として取り組みます。

③関係者の資質の向上

子どもの読書活動に関わる関係者に対する研修や、関係者間での情報交換、意見交換によって、各々の関係者の資質の向上を目指します。

④「島原市子ども読書活動推進協議会」（仮称）の設置

子どもの読書活動の推進を協議するため「島原市子ども読書活動推進協議会」（仮称）を設置し、本計画と本市における子どもの読書活動推進の総合評価を行いながら、子どもの読書活動を推進します。

6 子どもの読書活動の推進に関する数値目標

＜島原市教育振興基本計画の数値目標＞

（１）図書館における図書貸出冊数

平成２２年度 ２６０，６６７冊

平成２８年度 ２７０，０００冊

（２）学校図書館における貸出冊数（年間一人平均）

平成２３年度 小学校 ７５．３冊、中学校 ５．５冊

平成２８年度 小学校 １２０冊、中学校 １２冊

（３）家庭における「家族１０分間読書」実施率（週一回以上）

平成２３年度 小（低学年）３８％、小（高学年）２４％、中学生１０％

平成２８年度 小（低学年）７０％、小（高学年）５０％、中学生２０％

島原市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 平成13年2月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が施行され、平成16年2月、長崎県においても「長崎県子ども読書活動推進計画」が策定された。これに基づき、子どもの読書活動を総合的、体系的に推進するにあたり、本市における子どものための読書活動推進計画を策定するため、島原市子ども読書活動推進計画策定委員会（以下「策定委員会」という）を設置する。

(職務)

第2条 策定委員会は、本市における子どもの読書活動の推進について検討をし、子どもの読書活動における推進計画の策定について協議をし、その結果を教育委員会に報告する。

(定数等)

第3条 委員の定数は、12人以内とし、次に定める区分により、教育委員会が委嘱する委員をもって組織する。

- (1) 図書館関係者
- (2) 社会教育関係者
- (3) 学校教育関係者
- (4) 読み聞かせグループ
- (5) 幼児教育関係者
- (6) その他教育委員会が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から推進計画の策定・公表の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 策定委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。

- 2 委員長及び副委員長は委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、委員会の会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会の招集は委員長が招集する。

(庶務)

第7条 策定委員会の庶務は教育委員会社会教育課において処理する。

附 則

この要綱は平成17年1月24日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年9月9日から施行する。

(会議招集の特例)

- 2 この要綱の施行後最初に招集すべき会議は、第6条の規定にかかわらず、教育長が招集する。

島原市子ども読書活動推進計画策定委員会委員名簿

氏 名	第3条該当条文等	その他
吉田龍一郎	第1号（島原図書館長）	
大隅謙一郎	第1号（島原図書館協議会委員長）	委員長
倉本 通子	第1号（島原図書館司書）	
佐藤美由紀	第2号（社会教育委員）	
松本 敦子	第3号（高野小学校長）	
松尾 成晃	第3号（学校教育課指導主事）	
山田 和子	第3号（島原第一中学校司書）	副委員長
山本かすみ	第3号（学校図書ボランティア）	
森川 涼子	第4号（読み聞かせグループ）	
原田 恒	第5号（春陽保育園長）	
吉岡今日子	第5号（島原幼稚園長）	
本田 光子	第6号（ブックスタートボランティア）	

事務局名簿

松本 恒一	社会教育課長
宮川 守行	社会教育課生涯学習班長